

投資規制

1. 規制業種

1999年の制度改正により、次の業種への投資については、それまでの経済・競争力省（当時）貿易投資局による規制は廃止され、当該業種監督官庁が別途定める制度により規制を設ける方法に変わった。当該官庁の定める規制をクリアした後、勅令 664/1999 号に則り外国投資を行うことができる。なお、監督官庁が必要と判断した場合には、外国投資委員会にその可否をはかる。

該当業種：

航空輸送、テレビ・ラジオ放送、鉱物・鉱物性資源・鉱脈権、ギャンブル、通信、警備保障、民間用途の武器・弾薬・爆薬などの製造・流通・販売、国防関連業種

（例）情報通信分野への投資

EU 域内からの投資については制約を受けないが、同域外からの投資については、原則外資比率が限定されている。

2. 国防関連業種

(1) 国防と直接関連する業種（武器・弾薬・爆弾、軍需品の製造・流通）への投資に関しては、国防省担当局に事前許可を申請しなければならない。ただし、上場企業への投資に関しては、外国投資家の出資比率が資本金の 5%を超える場合と、5%を超えずとも当該投資家が直接もしくは間接的に当該企業の経営に影響を及ぼすことになる場合にのみ、事前許可を申請する必要がある。この上場企業への参入に関しては、勅令 1362/2007 号（2007年10月19日付）（EU 透明性指令のスペイン国内法）も遵守。

(2) 事前許可の申請

国防省担当局に行う。外国投資委員会の報告書に基づき内閣が許可の可否を決定する。（産業・商業・観光省貿易投資局への申請は不要。）投資案件に何らかの変更を求められた場合、しかるべく変更を行い、新たに事前許可を申請しなければならない。許可された投資案件の条件に何らかの変更が生じた場合、新たに事前許可を申請しなければならない。ただし、国防省担当局が当該変更を重要でないとみなした場合、内閣にはからずに直接許可することができる。

3. 投資自由化制度の停止

内閣は、投資案件業種の監督官庁と産業・商業・大臣の要請を受けて、外国投資委員会が作成する事前報告書に基づき、当該投資が、一時的にせよスペインの国益、公共秩序、安全、厚生を害し、公権力関連活動に影響を及ぼすとみなした場合、投資自由化制度を停止することができる。

停止された場合、当該投資の外国投資家は、停止が告示された時点から、予定していた投資オペレーションに関し政府の事前許可を申請することができる。同申請は産業・商業・観光省貿易投資局に対して行われ、最終決定は内閣が下す。

最終的に許可された投資は、指定された期間内か、指定のない場合は6ヵ月以内に実施されなければならない。同期間を経過しても投資が実施されなかった場合、延期許可を得た場合を除き、同許可は失効したものとみなされる。事前許可申請後6ヵ月を経過しても、何ら回答がない場合は、許可されたものとみなされ（注参照）、また、共通行政手続きに関する法39/2015号第21条4項（Ley del Procedimiento Administrativo Común de las Administraciones Públicas）に従う。

（注）出所：経済・競争力省令（2001年5月28日付）新施行